

# 文化財保護委員会

## 発足当時の思い出

武井 貞賢

まえがき

昭和廿五年八月廿九日文化財保護委員会が発足してから、早くも本年度満三年になる。この機会に保護委員会発足当時の思い出ばなしを筆にまかせて書きつらねることも、あながち無意味ではなからうかと原稿を引き受けてみたものの、さてたいした思い出もないのに閉口した次第である。保護委員会発足当時といつても自然時間的に大きなずれがあることと、多少私の記憶違いのあることをおそれますおわびしたい。

### 貧弱であつた保存行政事務

思えば国宝や重要美術品等、史跡名勝天然記念物の保存行政事務は教育行政の事務と内容的に異なっている関係もあつてか、いわば文部行政の主流からはいつとも分離された形をとり、自然文部省自体においてもやや軽視されていたかのような印象を受けていた。それでも大東亜戦争が勃発するまでは、これらの保存行政はまがりなりにも宗教局保存課として一課を形成してその事務が遂行されてきたのであるが、昭和十七年十一月一日行政事務の簡素化に伴う文部省の機構改革で、宗教局と社会教育局とが

いわば併合して教化局となり、このとき保存行政事務は同局の総務課の一係で行うこととなつたのである。自来幾度かの機構改革によつて、教育学局や社会教育局の文化課の一係に顧落のまゝ、昭和廿四年五月卅一日社会教育局に新たに文化財保存課が設置されるまで実に六年半ばかりは、一つの係として漸く生命を保つていたに過ぎなかつた。

ただ、こゝに行政上一時変則的な事態が生れたことは、昭和廿二年五月三日宮内省所管であつた帝室博物館が国に移管されて文部省の所轄となり国立博物館と改称された際に、博物館の機構改革と拡充整備をめぐりて従来文部省において行つていた国宝および重要美術品等の調査および修理関係事務が同博物館に移管したことである。これがためにこれらに關係する専門技官等はすべて博物館に吸収され、博物館内に新たに、これらの事務を処理するため調査課と保存修理課とが設置されたのである。しかし保存行政上の指定、認定、解除、現状変更の許可、補助金交付事務、国宝の命令出陳その他行政上の監督等については文部省

の一係で処理していた。また史跡名勝天然記念物保存事務はすべて文部省で取扱つたのである。今からみれば国立博物館で調査と保存修理事務を行つたことがかえつて保存行政機構の不明確複雑性を來した原因とも思われる。一方文部省においても前述の如くにわかに文化財保存課が新設されたが、これがためにたいした増員もなくそのまま文化財保護委員会に吸収されていつたのである。いづれにしても貴重な文化財保存行政事務としては長い期間にわたつて余りにも貧弱な態勢に置かれてきたことには間違ない。

### 保存法改正の機運

文部省は終戦後新憲法の制定に伴つて、諸般の情勢を考慮し、早くから保存行政法規の改正に無関心ではなかつた。すなわち昭和廿一年六月十九日及び七月十五日の二回にわたつて、文部大臣応接室で古美術保存懇談会を開き、民間の蒐集家、学者、評論家等十数名の出席を求めている。当時指摘した当面の諸問題は、(1)国宝重要美術品を公開して公共的な文化財としての意義を發揚させる方策、(2)公開展覽のための美術館、博物館をいかに強化するか、(3)国宝、重要美術品等の法律を現下の情勢に照していかに改正すべきか、(4)見返り物資として美術品を提供することの可否、(5)財産税、相続税等の課税の可否、(6)従来の国宝、重要美術品の調査方法、指定認定方法範圍の検討、(7)国宝、重要美術品等の維持

修理、保護施設、保存の科学的研究の諸問題等であつて、いずれも保存行政上重要な事項であり、なかんづく国宝、重要美術品の法律改正問題については当時から論議されていたのである。その後昭和廿三年一月から四月までの間に八回にわたつて非公式ながら文部省と国立博物館の關係者とで国宝保存法、重要美術品等の保存に関する法律及び史跡名勝天然記念物保存法の改正問題について論議し、ほぼ結論に到達するまでになつた。その間京都及び奈良からも保存法改正の要望もあつて、これらの要望する点についても検討をしていたので、保存法改正案に対する問題点に対する議論は大体出つくした観があつたのである。しかし昭和廿四年三月には総司令部民間情報教育局美術課に対して、極めて非公式ではあつたが一応保存法改正について考慮すべき諸点として次の事項を示して意見を求めた。すなわち(1)現行国宝保存法と重要美術品等の保存に関する法律とを統合し国宝法(仮称)として一建として立案すること(2)輸出防止を強化すること、(3)強制指定制度を考慮すること、(4)仮指定制度を設けること、(5)指定保存物件の管理状況を当該吏員が職権をもつて実地調査し得ること、(6)国が国宝管理上常にその所在および所有者を登録し置く必要があること、(7)国宝の公共性を強化すること、(8)国宝所有者に対する国家の特別措置を講ずること、(9)主として建造物の場合であるが、地方公共団体に



国宝保存会・重要美術品等調査審議会・史跡  
名勝天然記念物調査会の合同会議  
25・8・22 東京国立博物館前にて

左から右へ 前列 有光次郎 辻善之助 高橋誠一郎 天野貞  
祐 上野直昭 伊東忠太 香取秀真 柴田常恵 西崎恵 第二列  
工藤壮平 神津伯 浅野長武 福井利吉郎 矢代幸雄 尾崎洵盛  
脇本十九郎 本間順治 石沢正男 第三列 内田清之助 芝葛盛  
秋山光夫 大熊喜邦 古宇田実 吉野富雄 角南隆 宮地茂  
第四列 田山信郎 深見吉之助 本田正次 辻村太郎 長谷部言  
人 黒板昌夫 武井貞賢

管理の責任を負わしめること、(10)国宝保存  
上必要な経費は国庫補助をなし得ること、  
現行法第十四条には国宝の維持修理の場合  
にのみ補助金の交付ができるが、広く保存  
上必要な施設（防火、盗難防止、防湿、管  
理維持等）についても補助をなし得るよう  
にすること、(11)第一級建造物の修理は全額  
国庫補助とすること、(12)補助金および補給  
金の総額を法律に規定し全体の保存計画が  
樹立できるよう考慮すること、(13)国宝の環

境整備に關すること、(14)国宝を課税の対象  
としないこと、(15)国宝の買上制を規定する  
こと、(16)国宝の調査について当該吏員に調  
査権を保持せしめること、(17)罰則を強化す  
ること等であつた。このときは司令部とし  
ては文部省が改正案を作成することに對し  
賛成しなかつた。ただ当時の司令部の考え  
としては、国宝保存法が時代遅れであるか  
ら新時代に適應したように改正する必要は  
認めるが、根本原則まで改正する必要はな  
しなかつた。

いとの意見があつたかのように記憶する。  
しかし一面こまつたことには司令部では今  
後法律改正まで一応国宝や重要美術品等の  
指定または認定を中止するよう指示があつ  
た点である。もつとも司令部のいい分にも  
一理はあつた。すなわち国宝や重要美術品  
等の指定または認定の物件が多過ぎる、も  
つと重点的に考慮すべきであるとの説であ  
つた。そのために自来指定認定のための国  
宝保存会や重要美術品等調査審議会を開催  
しなかつた。

#### 法隆寺金堂の炎上と引き続く国宝 の火災

昭和廿四年一月廿六日の法隆寺金堂の炎  
上は、世界的超国宝であつた壁画を一瞬に  
して見るも無残な残骸にしてしまつたこと  
は、長く保存事業に關係をもつ者の等しく  
万死に値する一大痛恨事である。その直接  
の原因が当時電氣座ぶとん説、漏電説、放  
火説等があつたが、いづれにしてもいまだ  
その原因が判明しないで今日に及んでいる  
ようだ。しかしながら私の最も遺憾に堪え  
ないと思つてゐることは法隆寺国宝建造物  
の修理工事中に起きたでき事であつただけ  
になんとも申訳が立たないのである。法隆  
寺金堂炎上の悲痛の涙が乾かぬ間に、すな  
わち同年二月廿七日には愛媛県の松山城  
が、六月五日には北海道の福山城が火災に  
かかり焼損し、翌年二月十二日には千葉県  
の長楽寺本堂が、続いて七月二日には京都  
の金閣が焼失した。実に法隆寺金堂の炎上

以来僅か二年足らずで国宝建造物五件があ  
るいは焼損しあるいは焼失したということ  
は、いまだかつてない国宝の受難の時期で  
あり、いよいよ保存行政の末期的症状を露  
呈したかの感を深くした。従つて當時は火  
事ときけば、また国宝が焼けたかの恐怖感  
におそわれていたものである。ラジオの日  
曜娯楽版あたりにも取上げられて擲論され  
ていたことがいまだに耳底にある。文部省  
は法隆寺金堂炎上以來しばしば都道府県教  
育委員会及び所有者管理者に對して、国宝  
建造物等の防火態勢強化について、その具  
体的措置を嚴重に通知していたが、金閣の  
焼失によつて防火施設のいよいよ緊急必要  
を痛感して、直ちに大蔵省に對して既に計  
上されてゐた国宝修理の補助金の一部を削  
つて防火施設費の補助金に廻すことを懇  
請、僅かに一千万円程度の承認を得たに過  
ぎなかつたが、まず国宝類の密集して存在  
する京都および奈良に對して、防火施設費  
の国庫補助の措置を行つた。もつとも当時  
大蔵省に對しては、防火上の管理を強化す  
る意味で、重要な文化財所在地には特に管  
理人（夜警）を置くための経費をも要求し  
たが、これは遂に容認されなかつた。これ  
らの措置とともに地方公共団体や管理者、  
所有者等に對しても防災費を計上して管理  
上万全を期するよう要望した。

#### 文化財保護法の制定

法隆寺金堂の炎上が一つの大きな動機と  
なつて、参議院文部委員会は従来の国宝保

存法、重要美術品等の保存に関する法律および史跡名勝天然記念物保存法並びに保存行政機構について真剣に検討することとなった。金堂炎上直後すなわち昭和廿四年二月五日六日の二日間、法隆寺国宝保存協議会と壁画保存調査会の合同会議の際にも参議院文部委員会から列席し、当時活潑な論議を聴取の上、現地をつぶさに調査されたことを記憶している。その後参議院では文化財保護法案作成の準備のため、しばしば文部省に資料の要求や関係者の意見を聞かれる機会を幾度か与えてくれた。かくて廿四年五月「文化財保護法案」として第五国会に提出されたのであるが、不幸審議未了に終わった。その後衆議院文部委員会においても「重要文化財保護法案」を作成することになり、文部省に対して資料の要求もありまた懇談の機会もあつて保存行政に関する従来の経緯や保存物件の実態等について了解をせよとらうとともに改正案に対しても十分な意見を述べたのである。衆参両院においては右の二つの法律案を調整統合して「文化財保護法案」として第七国会に参議院文部委員会から発議提出された。これは昭和廿五年四月廿五日のことである。五月一日をもつて成立し同月卅日本法公布、ついで八月廿九日をもつて本法は施行された。文化財保護法が制定するまでには多少の迂余曲節もあつたことで、その一二を思い出せば、当時法案審議途上において、(1)保存行政を従来通り文部省の所管とするか

(2)行政権を有する委員会組織として文部省の外局とするか、(3)委員会を内閣の所轄とするかの三つの案が一応問題となつたのであるが、これに対しては参議院は慎重審議の結果現在の通りの行政委員会として文部省の外局に落着いたわけである。また保護委員会が発足するためには当然に新規増員をきたすことが考えられるが、増員をどの程度に認めるかについて参議院議員山本勇造先生のご心配を煩した。また国立博物館職員のうちどの範囲を委員会事務局の所屬に吸収するかについていふん論議があつたが、この点に関しても参議院文部委員会の検討が行われた。さらに当初保護法にある文化財保護委員会の定員四一〇名の計算の基礎は文部省所轄としての国立博物館(附屬機関としての美術研究所の定員を含む)より移管するもの三五八名、文部省社会教育局文化財保存課より移管するもの一七名及び新規増員すべきもの三五名からなつていたのである。もつとも文部省としてはこの新規増員数についてはさらに大幅に考へていたのであるが、参議院側の希望に従がつた次第である。

#### 文化財保護委員会発足の準備

保護法公布以後は、文部省社会教育局文化財保存課としては、保護委員会が発足するまでの準備事務を行うことになつたが、その主な事務としては保護委員会の五人の委員の詮衡委員会ともいふべき会合を渋谷の文部大臣公邸に開くこと兩三度に及んだ

こと、委員会発足に伴う予算措置に関すること、委員会事務局の内部組織に関すること、委員会の庁舎に関すること等であつた。もちろんそのうちの重要事項については、新たに設けられる五人の委員が最後の決定をさるべきであつたろうが、できるだけ文部省としては事前の準備を行つたまでである。当時文化財保存課としては、委員会の庁舎を本省内五階を希望していたのであつたが、会計検査院の庁舎との関係上思うようにならず、文部省に最も接近した既存の建物として、文部省の前にある同潤会の建物を物色し、大蔵省に申入れたこともあつたが、急に解決を見るに至らず、遂に現在の建物を一応庁舎とすることになつたのである。また委員会発足と同時に国立博物館の調査課と保存修理課の職員は、大体において委員会の事務局に統合される建前であつたから、この機会にぜひとも同一庁舎に執務するよう希望していた。また一方では都道府県教育委員会の保存事務担当職員、管理者、所有者に文化財保護法の趣旨普及の目的でブロック会議を開催する計画を立てた。すなわち北海道、東北、関東地区については、七月十四日に上野科学博物館講堂で、中部、近畿及び中国の一部の地区については、七月廿六日に京都の竜谷大学図書館講堂で、四国、中国の一部及び九州地区については同廿八日に広島県の厳島の小学校講堂で開催したが、いずれも極めて盛会であつた。ついで八月廿二日には国

宝保存会、重要美術品等調査審議会および史跡名勝天然記念物調査会の合同会議を国立博物館で開催した。天野文部大臣から文化財保護委員会の発足するに当つて、文化財保護行政が再出発する旨の挨拶と、多年にわたつて文化財保存に関する調査審議に当られたことに対して衷心より感謝されたのである。

#### 文化財保護委員会発足と事務引継ぎ

八月廿九日はいよいよわが国文化財の保存行政上画期的な転換を見るべき文化財保護委員会の発足する日である。当日は文部省の政務次官室で新たに委員になられた高橋誠一郎、細川護立、一万田尚登、有光次郎、矢代幸雄の五氏が出席され、最初の委員の任期及び委員長の互選が行われたのである。ついで西崎社会教育局長から従来社会教育局文化財保存課で取扱つてきた事務および特に懸案の事項について詳細な説明を行い、かつ目録を添えて事務の引継を終了した。当時の西崎局長は事務引継を終えて、私達を顧みて今日程淋しい日はないと涙を流さんばかりの様子であつた。局長にしてみれば多年愛育した親が娘の嫁してゆく日の一抹の淋しさであつたかと思われるが、私はそのとき的情景を今もなお彷彿と浮んでくる。この日高橋委員長はみずから「文化財保護委員会」の標札を文部省の玄関に掲げられた。これが現在でも文部省の標札と仲よく並んでいる。

(管理課長)